

頭と体のいきいきトレーニング教室実施業務公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務については、市民が身近な地域で自主的かつ継続的に介護予防活動に取り組むきっかけづくりを目的に、フレイルや認知機能低下の予防に効果的な、運動、学習、創作活動等総合的なプログラムメニューによる「頭と体のいきいきトレーニング教室」を開催するものである。

本業務の実施にあたっては、

- ① 北九州市が開発したきたきゅう体操等の介護予防体操を熟知し、指導技術を有していること
- ② 参加者の興味・関心を引き出し、実現へ向けた行動目標の設定や実行までの計画立案の支援が可能な、作業療法士などのリハビリテーション専門職を確実に配置できること等

の要件を満たすことが必須であるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名 頭と体のいきいきトレーニング教室実施業務

(2) 業務内容

詳細は別紙「仕様書」を参照すること。

ア 教室実施に関する業務

- ・参加者の体調チェック
- ・プログラムの作成・実施
- ・全9教室、各区1教室（※小倉北区、八幡西区については2教室）
- ・1教室：週1回、全10回（1回あたり2時間）、定員25人
- ・アンケート（前後1回ずつ）の実施

イ 教室運営に関する業務

- ・参加者等の対応に係ること
- ・会場の利用に係ること
- ・安全管理に係ること

- ウ 事業運営の全般に係る業務
 - ・事業運営マニュアルの作成
 - ・実施計画の作成
 - ・事業全体の進捗管理
 - ・業務を円滑に遂行するための人員体制構築
- エ その他、市が必要と認める業務

(3) 従事者

- ア リハビリテーション専門職 2名
- イ 補助者 1名
- ウ 統括責任者

なお、教室実施にあたっては、ア及びイの3名以上で従事すること。

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「B」又は「C」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 暴力員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人又は事業者でないこと。
- オ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 法人登記をしていること。
- イ 本市の保健福祉施策について、共通の理念を持って事業を実施できること。
- ウ 介護予防事業において、実績を有すること。
- エ 従事者は、高齢者の心身の特性や介護予防に関する知識を有し、高齢者への指導技術や介護予防運動の普及・啓発を図ることができる経験や資質を有すること。
- オ プログラム内容の医学的な効果説明が可能で、運動方法の正しい技術・知識を有するリハビリテーション専門職を配置すること。
- カ 実施するプログラムについては、事前に認知症支援・介護予防課へ提出し、承認を得たものを実施すること。

キ ア～カについて、要件を確認できる書類及び貴社（団体）の概要が分かる書類を提出すること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

担当課名 保健福祉局認知症支援・介護予防課

電話番号 093-522-8765 FAX 番号 093-522-8773

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和7年1月17日から令和7年1月31日まで（閉庁日を除く。）の毎日、9時から17時まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年1月20日から令和7年1月31日まで（閉庁日を除く。）の毎日、9時から17時まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(ア) 法人登記については、「現在事項全部証明書」等を添付すること。

(イ) 介護予防事業における実績については、事業名、契約担当課、事業内容、受託期間等が分かるものを提出すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市保健福祉局認知症支援・介護予防課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。